

子発 0420 第 9 号  
令和 2 年 4 月 20 日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
特別区区長  
殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

「児童相談所一時保護施設の個別対応加算について」の一部改正について

標記については、令和元年 9 月 2 日子発 0902 第 1 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設の個別対応加算について</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 対象事業 次に掲げるいずれかの要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅰ、2つの要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅱ、<u>3つ以上の要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅲ</u>の加算を行う。</p> <p>①個別処遇が必要な児童数の見込みに応じた個室を整備した場合。</p> <p>②ユニット化による小規模な生活空間を整備した場合。</p> <p>③子どもの入所事由等による生活空間を構造上分離した場合。(出入口を含め、相互に出入りできないような構造上の分離)</p> <p>④摂食障害やLGBTなど、個別に配慮が必要な子どもに対応できるスペース(食事スペース・浴室等)を整備した場合。</p> <p>⑤その他、年齢や入所事由等に応じた個別の対応が可能となる環境を整備した場合。</p> <p>4. 交付基礎点数 (略)</p>	<p style="text-align: right;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">児童相談所一時保護施設の個別対応加算について</p> <p>1. 趣旨 (略)</p> <p>2. 対象施設 (略)</p> <p>3. 対象事業 次に掲げるいずれかの要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅰ、2つ<u>以上</u>の要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅱの加算を行う。</p> <p>①個別処遇が必要な児童数の見込みに応じた個室を整備した場合。</p> <p>②ユニット化による小規模な生活空間を整備した場合。</p> <p>③子どもの入所事由等による生活空間を構造上分離した場合。(出入口を含め、相互に出入りできないような構造上の分離)</p> <p>④摂食障害やLGBTなど、個別に配慮が必要な子どもに対応できるスペース(食事スペース・浴室等)を整備した場合。</p> <p>⑤その他、年齢や入所事由等に応じた個別の対応が可能となる環境を整備した場合。</p> <p>4. 交付基礎点数 (略)</p>

(改正後全文)

子発0902第1号  
令和元年9月2日  
子発0420第9号  
令和2年4月20日

各  
都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
特別区区长  
殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

#### 児童相談所一時保護施設の個別対応加算について

標記については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、平成30年5月9日付け子発0509第7号「平成30年中核市・特別区における児童相談所一時保護施設の新設整備加算について」は廃止する。

ただし、平成30年度の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 児童相談所一時保護施設の個別対応加算について

### 1. 趣旨

児童相談所一時保護施設に入所する子どもについては年齢が様々であり、保護する背景も虐待・非行など様々であることから、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を確保するための環境整備を行う必要がある。

このため、都道府県・指定都市・児童相談所設置市が施設整備を行う場合及び中核市や特別区が新たに児童相談所を設置する場合に次世代育成支援施設整備交付金の交付額の加算を行う。

### 2. 対象施設

都道府県・指定都市・児童相談所設置市が整備する児童相談所一時保護施設及び中核市・特別区が新設する児童相談所一時保護施設

### 3. 対象事業

次に掲げるいずれかの要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅰ、2つの要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅱ、3つ以上の要件を満たす整備を行う場合には個別対応加算Ⅲの加算を行う。

- ①個別処遇が必要な児童数の見込みに応じた個室を整備した場合。
- ②ユニット化による小規模な生活空間を整備した場合。
- ③子どもの入所事由等による生活空間を構造上分離した場合。(出入り口を含め、相互に出入りできないような構造上の分離)
- ④摂食障害やLGBTなど、個別に配慮が必要な子どもに対応できるスペース(食事スペース・浴室等)を整備した場合。
- ⑤その他、年齢や入所事由等に応じた個別の対応が可能となる環境を整備した場合。

### 4. 交付基礎点数

交付要綱別表2に定めるところによる。